

令和7年度（2025年度）八王子市空き家利活用促進整備補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、空き家の所有者等又は利用団体等に対し、当該空き家の改修工事等に要する経費の一部を補助することにより、空き家の利活用等を促進するとともに、市内の施工業者の育成及び支援を行い、地域経済の活性化等を図ることを目的とし、市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）、及び共同住宅、寄宿舍その他これらに類するものの一区画であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）で市内にあるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家の所有者又は管理者をいう。
- (3) 利用団体等 空き家を利用して活動を行う個人、法人及びその他の団体をいう。
- (4) 地域活性化施設 集会・交流施設、体験・学習施設、ベンチャービジネスの拠点、防災備蓄倉庫等防災に係る施設その他の地域の活性化に資する施設として市長が認めるものをいう。
- (5) 指定団体 令和7年度居住環境を整備するための体制づくりに関する協定書で市長が指定する市内に存する施工業者団体をいう。
- (6) 施工業者 指定団体に所属し、かつ指定団体から市へ推薦をされた市内の施工業者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家を地域活性化施設として活用するためのもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 全体改修

空き家の所有者等が、空き家を少なくとも5年以上活用するに当たり必要となる、施工業者が行う改修工事

(2) スタートアップ整備

空き家の所有者等又は利用団体等が、空き家の活用を開始するに当たり必要となる、施工業者が行う改修工事又は家財道具等の整理・処分で、経費が5万円以上のもの

2 補助対象事業は次の各号の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 第10条第2項に定める補助金の交付決定前に契約していないこと。
- (2) 空き家の機能の維持若しくは向上を図るために行う事業であること。
- (3) 建築基準法及び八王子市景観条例その他関係法令に適合した建築物であること。た

だし、改修工事完了時に適合することとなる建築物を含む。

- (4) 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工した建築物であること。ただし、既に地震に対する安全性に係る建築基準法又は建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に適合することが証明されているもの又は耐震改修工事を実施するものはこの限りでない。
- (5) 八王子市空き家マッチング支援事業に登録している建築物であること。
- (6) 原則として、全体改修を行う場合は、補助対象事業の完了の日から 10 年以上（交付決定額が 50 万円以下の場合は 5 年以上）、スタートアップ整備を行う場合は、補助対象事業の完了の日から 3 年以上、地域活性化施設として使用すること。ただし、スタートアップ整備を行った空き家について、地域活性化施設として 3 年未満のうちに使用しなくなった場合であっても、補助対象事業の完了の日から 3 年以上八王子市空き家マッチング支援制度への登録をもって、使用したものとみなす。
- (7) 活動内容が政治、宗教、選挙活動を目的とするものでないこと、また、公序良俗に反するものでないと認められるものであること。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 空き家の所有者等又は利用団体等であること。ただし、本補助金の一切について、空き家の所有者全員の承諾を得ていること。
- (2) 個人（世帯員全員及び共有の場合、共有者全員）又は法人及びその代表者（世帯員全員及び共有の場合共有者全員）の市税等の納付状況が既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。
- (3) 八王子市暴力団排除条例第 2 条に規定するものでないこと。

（補助金の交付額）

第 5 条 補助金の交付額は、次に掲げる補助対象事業に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 全体改修
第 3 条に定める補助対象事業の経費の 3 分の 2 以内とし、1 戸当たり 100 万円を上限とする。
- (2) スタートアップ整備
第 3 条に定める補助対象事業の経費の 3 分の 2 以内とし、1 戸当たり 25 万円を上限とする。

（補助金の交付額の端数処理）

第 6 条 補助金の交付額は、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前相談）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ八王子市空き家利活用促進整備補助金事前相談票（第 1 号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、本要綱の要件を満

たすか否かの確認を受けなければならない。

（地域活性化施設の活用計画）

第8条 第3条の改修を行う者は第9条の交付申請を行う前に活用計画承認申請書（第2号様式）及び地域活性化施設にかかる活用計画書（第2号様式の2）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に定める活用計画承認申請があったときは、その内容を審査し、八王子市空き家利活用促進整備補助金地域活性化施設活用計画承認（不承認）通知書（第3号様式）により、審査の結果を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 第7条に定める事前相談の結果、本要綱の要件を満たす者は、八王子市空き家利活用促進整備補助金交付申請書（第4号様式）及び別表1に定める必要書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第7条で提出した必要書類に変更がない場合はその必要書類は省略できる。

（補助金の交付決定及び通知）

第10条 市長は、前条に定める交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 市長は、前項に定める審査等の結果、補助金を交付することを決定したときは、必要な条件を付して八王子市空き家利活用促進整備補助金交付決定通知書（第5号様式）により、交付しないことを決定したときは八王子市空き家利活用促進整備補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更・中止等）

第11条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、八王子市空き家利活用促進整備補助金内容変更・中止申請書（第7号様式）に、変更又は中止の内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の目的及び交付額に変更を与えない軽微な内容の変更の場合は、八王子市空き家利活用促進整備補助金内容変更・中止申請書（第7号様式）を省略できる。

2 市長は、前項に定める変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、変更又は中止を承認したときは、八王子市空き家利活用促進整備補助金内容変更・中止承認通知書（第8号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第12条 補助決定者は、補助対象改修工事を完了したときは、八王子市空き家利活用促進整備補助金完了報告書（第9号様式）及び別表2に定める必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第7条、第8条及び第9条で提出した必要書類に変更

がない場合はその必要書類を省略できる。

- 2 市長は、前項に定める完了報告があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行い、補助金の交付額を確定し、八王子市空き家利活用促進整備補助金交付額確定通知書（第 10 号様式）により補助決定者に通知する。

（補助金の交付請求及び交付）

第 13 条 前条第 2 項に定める八王子市空き家利活用促進整備補助金交付額確定通知書を受けた補助決定者は、八王子市空き家利活用促進整備補助金交付請求書（第 11 号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項に定める請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（空き家の利活用の状況報告）

第 14 条 全体改修を行った補助決定者は、第 12 条第 1 項の完了報告日から 10 年間（交付決定額が 50 万円以下の場合は 5 年間）、スタートアップ整備を行った補助決定者は、第 12 条第 1 項の完了報告日から 3 年間、地域活性化のための活動状況を毎年度末までに活動状況報告書（第 12 号様式）により、市長に報告しなければならない。ただし、八王子市空き家マッチング支援事業実施要領第 9 条第 4 項に規定する活動内容の報告を行った年度においては、活動状況報告書（第 12 号様式）の提出を省略することができる。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項に定める補助金の交付決定の取消しをしたときは、八王子市空き家利活用促進整備補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により補助決定者に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、八王子市空き家利活用促進整備補助金返還請求書（第 14 号様式）によりその返還を命ずるものとする。

（報告及び検査等）

第 16 条 市長は、第 14 条の規定にかかわらず、この要綱による補助金に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

（補助事業の実施期間）

第 17 条 補助決定者は、第 3 条に規定する補助対象事業を当該年度の 2 月末日までに完了しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 9 条関係）

第 4 号様式添付書類

- ☐ 空き家の所有者が確認できる書類（例 登記事項証明書、固定資産評価証明書（家屋・共有者がある場合は記載されたもの）、固定資産税・都市計画税納税通知書等）。
- ☐ 空き家の所有者が共有名義の場合又は利用団体等が申請者となる場合は、所有者全員の承諾があることが確認できる書類（委任状等）。
- ☐ 昭和 56 年 6 月以降の耐震基準で建てられた住宅等と同等の耐震性がある空き家であることを確認できる書類。
- ☐ 空き家であることが確認できる書類（例 電気・水道の停止日が分かるもの、ガス閉栓証明等）。
- ☐ 補助対象事業の見積書等の写し。
- ☐ 補助対象事業の内容が確認できる図面等（写真含む）。
- ☐ 空き家マッチング支援事業提供空き家登録決定通知書。

※世帯状況及び市税を滞納していないことを証明する書類については、申請書（第 4 号様式）の確認同意書をもってこれに代えることができます。ただし、申請書の確認同意書に署名又は印がないものについては、住民票及び市税を滞納していないことを証明する書類の提出が必要です。

別表 2（第 12 条関係）

第 9 号様式添付書類

- ☐ 補助対象事業の変更内容及び全体概要（図面等）を確認できる書類（設計変更がある場合のみ）。
- ☐ 補助対象事業の契約書及び領収書の写し。
- ☐ 費用明細書の写し（契約変更がある場合のみ）。
- ☐ 補助対象事業の工程がわかる写真（建物全景（実施前）、実施前、実施中、実施後の写真）。
- ☐ 補助対象事業完了後の内容を確認できる書類等。